

働き方・休み方改善コンサルタント を利用してみませんか？

2019年4月1日より働き方改革関連法改正法が適用されます。

- ① 時間外労働の上限規制（中小企業は2020年4月1日から）
- ② 年次有給休暇の年5日時季指定付与義務化
- ③ 勤務間インターバル制度の普及促進 ほか



コンサルタントが無料でご相談に応じます

働き方・休み方改善コンサルタントのご利用はすべて無料で、相談内容に関する秘密は守られます。

こんなご相談にご利用下さい。

- ・社員の健康を考え、長時間労働を削減したい
- ・労働時間管理の具体的な方法を知りたい
- ・年次有給休暇を取得しやすい職場環境にしたい
- ・労働時間や休日等のルールを教えてください
- ・時間外労働等改善助成金を申請したので、アドバイスしてほしい

- ◎ 青森労働局では、労働時間等の見直しに係る相談に対応するため、専門的な知識と豊富な経験を有する「働き方・休み方改善コンサルタント」を配置し、労働時間、年次有給休暇等に関するコンサルティングや研修会の講師等も行っております。
- ◎ 働き方・休み方改善コンサルタントのコンサルティングは、労働基準監督署が行う立入調査ではありませんので、お気軽にご利用下さい。

働き方・休み方改善コンサルタントの利用を希望される方は、お手数ですが、裏面の利用申込書にご記入の上、FAX又は郵送にて下記までお申し込み下さい。
後日、担当者様へご連絡させていただきます。
電話によるご相談にも応じています。

働き方・休み方改善コンサルタントについての問い合わせ・申込先
青森労働局 雇用環境・均等室

〒030-8558 青森市新町2丁目4-25 青森合同庁舎8階
電話 017-734-4211 FAX 017-777-7696

(申込先)

青森労働局雇用環境・均等室 あて

FAX 017-777-7696

令和 年 月 日

働き方・休み方改善コンサルタント 利用申込書

事業場名	
業種又は事業内容	
労働者数	人
所在地	
電話番号	
担当者職氏名	
相談したい内容	<input type="checkbox"/> 労働時間 <input type="checkbox"/> 休日 <input type="checkbox"/> 年次有給休暇 <input type="checkbox"/> その他 〔 〕

申込先

青森労働局 雇用環境・均等室

〒030-8558 青森市新町2丁目4-25 青森合同庁舎8階

電話 017-734-4211 FAX 017-777-7696

※本申し込みに際して取得した企業情報並びに個人情報については、本申し込みにしかかわる事務にのみ使用し、当該企業及び個人の許可なく目的外に使用・提供しません。